

株式会社ポピンズエデュケア

国内 受注型企画旅行 旅行条件書

お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。本旅行条件書は旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

1. 受注型企画旅行契約

「受注型企画旅行契約」（以下単に「契約」といいます。）とは、株式会社ポピンズエデュケア（以下「当社」といいます。）が、お客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

(1) 当社又は当社受託営業所（以下「当社ら」といいます）にて所定の申込書（以下単に「申込書」といいます）に所定の事項を記入のうえ、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。申込金は旅行代金（その内訳として金額が明示された企画料金を含みます。）又は取消料若しくは違約金の一部として取り扱います。

(2) 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みに必要な事項（申込書と同内容）を当社に通知しなければなりません。

(3) 当社は特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の受注型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(4) 契約責任者は当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(5) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(6) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(7) 受注型企画旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し次項の申込金を受領したときに成立するものとします。

(8) 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

(9) 当社は、契約責任者と受注型企画旅行契約を締結する場合において、申込金の支払いを受けること

なく契約の締結を承諾することがあります。この場合、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、受注型企画旅行契約は当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

旅行代金の額	お申込金(お一人様)
30,000 円未満	6,000 円
30,000 円以上 60,000 円未満	12,000 円
60,000 円以上 100,000 円未満	20,000 円
100,000 円以上	旅行代金の 20%相当額

3. 申込条件

- (1) 20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。
- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれておられる方、妊娠中の方、障害をお持ちの方、補助犬使用者の方などで特別な配慮を必要とするお客様は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的範囲でこれに応じます。なお、この場合利用機関等の求めにより医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者／介助者の同行などを条件とさせていただくか、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただくか、またはご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (6) お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (8) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、または総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (9) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準じる行為を行った場合はご参加をお断りすることができます。
- (10) お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社らの

業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。

(11) その他当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 旅行代金のお支払期日

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目にあたる日以降にお申込の場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

5. 旅行代金の適用

(1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、旅行開始日当日を基準に満 13 歳以上の方は大人代金、満 7 歳以上 13 歳未満の方は小学生代金を適用します。但し、満 3 歳以上 7 才未満の幼児で、運送機関の座席確保及び食事、宿泊施設の寝具等必要な場合は小学生代金を適用します。

(2) 旅行代金には、以下のものが含まれています。 (いずれも旅行日程に明示したもの)

- 1 運送機関の運賃・料金
- 2 宿泊代金
- 3 食事代金
- 4 観光に係る代金
- 5 団体行動中の心付け
- 6 添乗員経費（旅行者から添乗員付の依頼があった場合）
- 7 その他旅行代金に含まれる旨表示したもの。

上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくとも原則として払い戻しはいたしません。

6. 旅行契約内容の変更

(1) 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

(2) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することができます。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明しま

す。

7. 旅行代金の額の変更

(1) 当社は旅行契約締結後であっても、利用する運輸機関の運賃・料金は著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日前にあたる日より前にお客様に通知します。

(2) 当社は、本項(1)により適用運賃・料金の減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(3) 当社は、前項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

(4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、受注型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8. お客様の交替

(1) お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。（既に航空券等を発行している場合には、別途再発券等に関わる費用を請求する場合があります。）

(2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があったときに効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

9. お客様による旅行契約の解除

(1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。（契約解除のお申し出は、お客様がお申し込みの営業所の営業日・営業時間内にお受けします。）また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様からは 1 室ごとの利用人員の変更に対する差額代金をいただきます。

旅行契約の解除期日	取消料
次項以外の受注型企画旅行契約	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
① 21 日前に当たる日以前の解除	企画書面に記載の企画料金に相当する金額

② 20日前に当たる日以降の解除（③～⑦を除く。日 帰り旅行にあたっては10日目に当たる日。）	旅行代金の20%
③ 7日前に当たる日以降の解除	旅行代金の30%
④ 旅行開始日前日の解除	旅行代金の50%
⑤ 無連絡不参加	旅行代金の100%
⑥ 旅行開始後の解除	旅行代金の100%

(2) お客様の都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を申し受けます。

10. 当社による旅行契約の解除

(1) お客様が第4項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除する場合があります。このときは、第9項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。

- a 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- b 旅行者が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- c 旅行者が旅行内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- d スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したもののが成就しないおそれが極めて大きいとき。
- e 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- f 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

11. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社または手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときには、この限りでない。

(2) 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社または当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りでない。

はありません。

- 1 天災地変、戦乱、暴動、重大な疫病またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- 2 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
- 3 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- 4 自由行動中の事故
- 5 食中毒
- 6 盗難
- 7 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

(3) 当社は、手荷物について生じた本項（1）の損害については、本項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）を限度として賠償します。

12. 特別補償

(1) 当社は前項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、別紙特別補償規定により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当社が前項（1）の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

(2) お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、契約旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、超軽量動力機搭乗、ハングライダー搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項（1）の補償金及び見舞金を支払いません。

13. 旅行者の責任

(1) 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

(2) 旅行者は当社から提供された情報を活用し、お客様の権利・義務その他の受注型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) 旅行者は、旅行開始後において、万一契約書面に記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されると認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

14. 旅程保証

(1) 当社は次表に掲げる旅行内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に次表の定める率に乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対して支払います。

① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）

- A) 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
- B) 戦乱
- C) 暴動
- D) 重大な疫病
- E) 官公署の命令
- F) 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- G) 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- H) 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置

② 第 12 項及び第 13 項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更

③ 募集広告またはパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2) 本項 (1) の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金額は、旅行者一名に対して一受注型企画旅行につき旅行代金に 15% を乗じた額を限度とします。また旅行者一名に対して一受注型企画旅行につき支払う変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3) 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害補償金のお支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって保証を行うことがあります

＜変更補償金の表＞

変更補償金の支払いが必要となる変更	1 件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）		
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更		
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更		
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更		
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更		

8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備または景観その他の客室の条件の変更		
--	--	--

15. その他

- (1) お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じた時は、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜をはかるために土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。またワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、購入には十分ご注意ください。
- (3) 土・日曜日、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路事情により予定時間通りに運行できない場合があります。また、止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (4) 海外旅行の場合、現在お客様がお持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得は旅行のご出発までにお客様の責任で行ってください。
- (5) 海外旅行の場合、渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」にてご確認ください。
- (6) 海外旅行の場合、渡航先（国又は地域）によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に「外務省海外安全ホームページ」にてご確認ください。
- (7) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

16. 個人情報の取扱について

- (1) 当社は、お申し込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関・保険会社等に対し、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載されたお客様の個人情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (2) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社では、①会社及び会社と提携する企業商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(3) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、ポピングズグループ（※）間で、共同して利用させていただく場合があります。

※ ポピングズグループとは、株式会社ポピングズ及びその傘下にある以下の子会社をいいます。なお、各社で個別の取り扱い規定を定める場合は、当該各社の個別規定が本取り扱い規定に優先して適用されます。

株式会社ポピングズファミリーケア、株式会社ポピングズシッター、株式会社ポピングズエデュケア、
株式会社ポピングズプロフェッショナル、株式会社ウィッシュ

(4) お客様は、当社が保有するお客様ご本人の個人情報の開示、その内容の訂正、追加、削除、またはその利用の停止、消去を請求できます。必要となる手続きについては、下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

株式会社ポピングズ 法務コンプライアンス部

電話：03-3447-2130

電子メール：compliance@poppins.co.jp

17. 受注型企画旅行契約約款について

本旅行条件書に記載のない事項は、当社の旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）に定めるところによります。

＜旅行企画・実施＞

株式会社ポピングズエデュケア

東京都知事登録旅行業 第2-8886号

〒150-0012 東京都渋谷区広尾5丁目6番6号 広尾プラザ

TEL：03-3447-2100／FAX：03-3447-1812

国内旅行業務取扱管理者 若杉 佳男